

**2016年度
保護と利用のバランス 専門委員会**



活動成果報告

1. 総論
2. 独占禁止法の調査手続き
3. 論点
4. まとめ
5. 参考資料

1. 総論
2. 独占禁止法の調査手続き
3. 論点
4. まとめ
5. 参考資料

1-1. 委員会メンバ

- ・ソニー(中国)有限公司
- ・安川電機(中国)有限公司
- ・トヨタ汽車(中国)投資有限公司
- ・理光(中国)投資有限公司
- ・上海金天知的財産代理事務所
- ・パナソニックR & D(中国)
- ・西村あさひ法律事務所
- ・富士電機(中国)
- ・三菱麗陽(上海)管理有限公司
- ・富士ゼロックス中国
- ・パナソニックエコソリューションズチャイナ
- ・森浜田松本法律事務所
- ・IPF法律特許事務所
- ・日立(中国)有限公司

1-2. 活動目的

- ・独占禁止法上、知的財産権の行使が如何なる場合に権利濫用と判断されるのかの整理を行う。
- ・複数存在しているガイドライン案の今後の方向性を探る。
- ・独占禁止法が専利法上の行為にどのような制限をかけるのかについて分析、及び政府関係機関(行政/司法)や有識者(大学教授/弁護士等)へのヒアリング、意見交換を通じて実務上注意すべき点を洗い出す。

1-3. 2016年度の活動概要

- ① 専利法等の行為に対して、独占禁止法が制限を掛ける場合の条件/事例/判例を評価/分析して、対策を検討するとともに問題点を明らかにする。
- ② 複数の政府機関、業界毎に複数出されている独占禁止に関する指南や指針の分析、比較及び検討。
- ③ 政府関係部門、有識者への運用、執行に対してヒアリング、意見交換を行い情報収集及び意見発信を実施。
- ④ 独占禁止法に関連する指南等の草案のフォロー。

1-4. ヒアリング・意見交換

区分け	具体的な機関等
指南、指針等の執行機関 パブコメ発信元政府関連機関等	発展改革委委員会 社会科学院
有識者	弁護士、弁理士、大学教授

<事前準備>

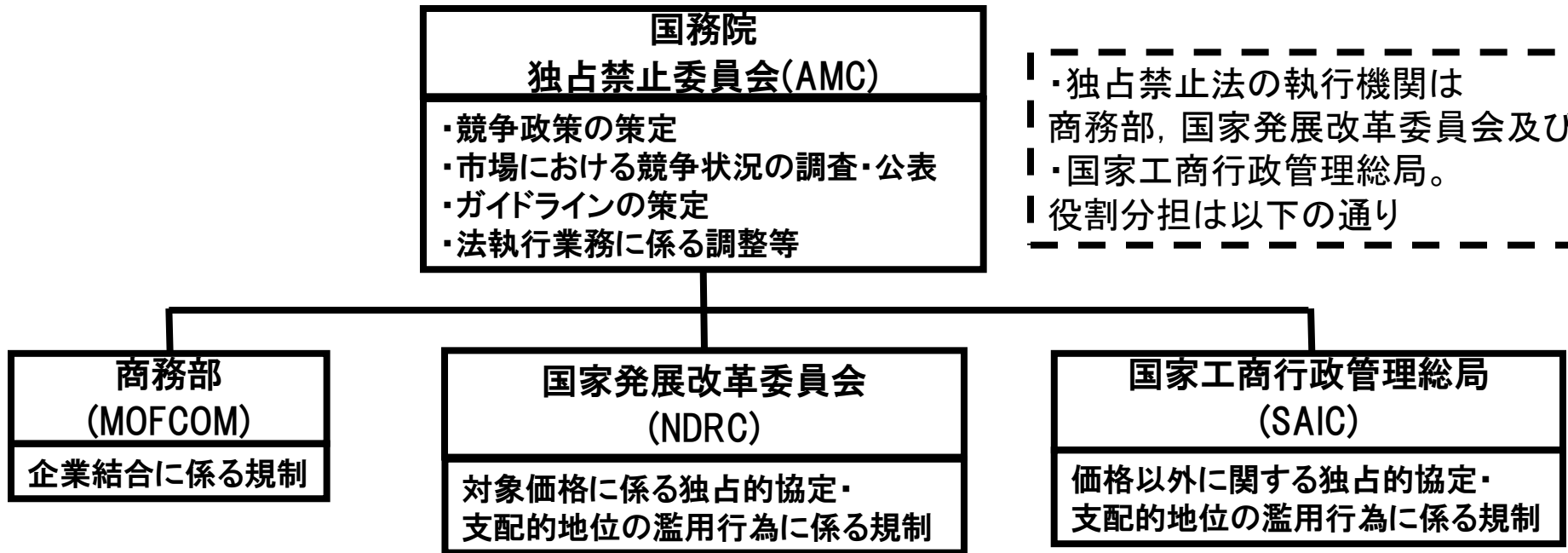
- ① 法律関連及び事例/判例関連の整理/検討を通じたヒアリング・意見交換事項の抽出整理
- ② ヒアリング対象の選定

<実際のヒアリング>

- ① ヒアリング及び意見交換事項
- ② 各事例における判断基準、問題点の抽出

1. 総論
2. 独占禁止法の調査手続き
3. 論点
4. まとめ

2-1. 関連する行政機関



・独占禁止法の執行機関は
 商務部、国家発展改革委員会及び
 国家工商行政管理総局。
 役割分担は以下の通り

・知財関連の事案を扱うのは、主に発改委、又は工商総局

・発改委が価格に関する事案、工商総局が価格以外に関する事案を管掌半としているが、全ての事案に価格の問題が絡んでいるので、独占的協定・支配的地位の濫用行為に関連する事案であれば、何れの機関も扱う可能性がある。

・**商務部が扱う事案となる場合で知財が問題となるのは、合併する企業同士の所有知財に関してのみ。**

2-2. 適用対象及び規制対象となる行為

・適用対象行為

適用対象行為となる行為は以下の独占行為(独占禁止法第2条)

- (1) 中国国内の経済活動における独占行為
- (2) 中国国外の独占行為は、国内の市場競争に対して排除が生じる、影響を制限する場合は適用対象行為となる。

適用除外行為もあり、事業者が知的財産権に関する法令の規定に基づき知的財産権を行使する行為(独占禁止法第55条)はその一つ。

・主な規制対象行為

- (1) 独占的協定(独占禁止法第13条、第14条等)
- (2) 市場支配的地位の濫用(独占禁止法第6条、第17条)
- (3) 企業結合(独占禁止法第28条)
- (4) 行政権力の濫用による競争の排除及び制限(独占禁止法第8条)

委員会の
研究対象



2-3. 独占的協定：第13条

13条：水平的独占協定（競争関係にある事業者間において禁止される独占協定）
いわゆるカルテルに関する規定

- (1) 商品価格を固定する若しくは変更する。
- (2) 商品の生産量又は販売量を制限する。
- (3) 販売市場又は原材料の仕入れ市場を分割する。
- (4) 新技術、新設備を制限する、又は新技術、新製品の開発を制限する。
- (5) 連合し取引を排斥する。
- (6) 国務院の反独占執法機関が認定するその他の独占協定。

※独禁法第13条には、「合理的理由」との前提条件が書かれていない。しかし、実務上において、行政当局は「合理的分析」の原則により判断していると解されている。

2-4. 独占的協定：適用除外

第14条 垂直的独占協定：川上川下企業間即ち、事業活動を行うために必要な商品を提供する企業と当該企業から供給を受ける企業間で結ばれた協定

普通、競争関係にない事業者間において禁止される独占協定を列挙

- (1) 第三者へ転売する商品の価格を固定する。
- (2) 第三者へ転売する商品の最低価格を制限する。(RPM)
- (3) 国務院の反独占執法機関が認定するその他の独占協定。

※独禁法第14条には、「合理的理由」との前提条件が書かれていない。しかし、実務上において、行政当局は「合理的分析」の原則により判断していると解されている。

2-5. 独占的協定：適用除外

独禁法第15条：独禁法第13条、独禁法第14条の適用除外規定(独占協定の免除)
第13条、第14条の規定を適用しない。

- (1) 技術を改善し、新製品を研究開発するための協定
- (2) 製品の品質を向上し、コストを削減し、効率を促進し、製品の規格・基準を統一し、又は専門化を実行するための協定
- (3) 中小事業者の経営効率を向上し、又はその競争力を増強するための協定
- (4) エネルギー節約、環境保護、災害防止・救助等の社会公共利益を実現するための協定
- (5) 経済的不況期において、販売量の著しい減少、又は明白な過剰生産を緩和するための協定
- (6) 対外貿易及び対外経済協力において正当

2-6. 市場支配的地位の濫用

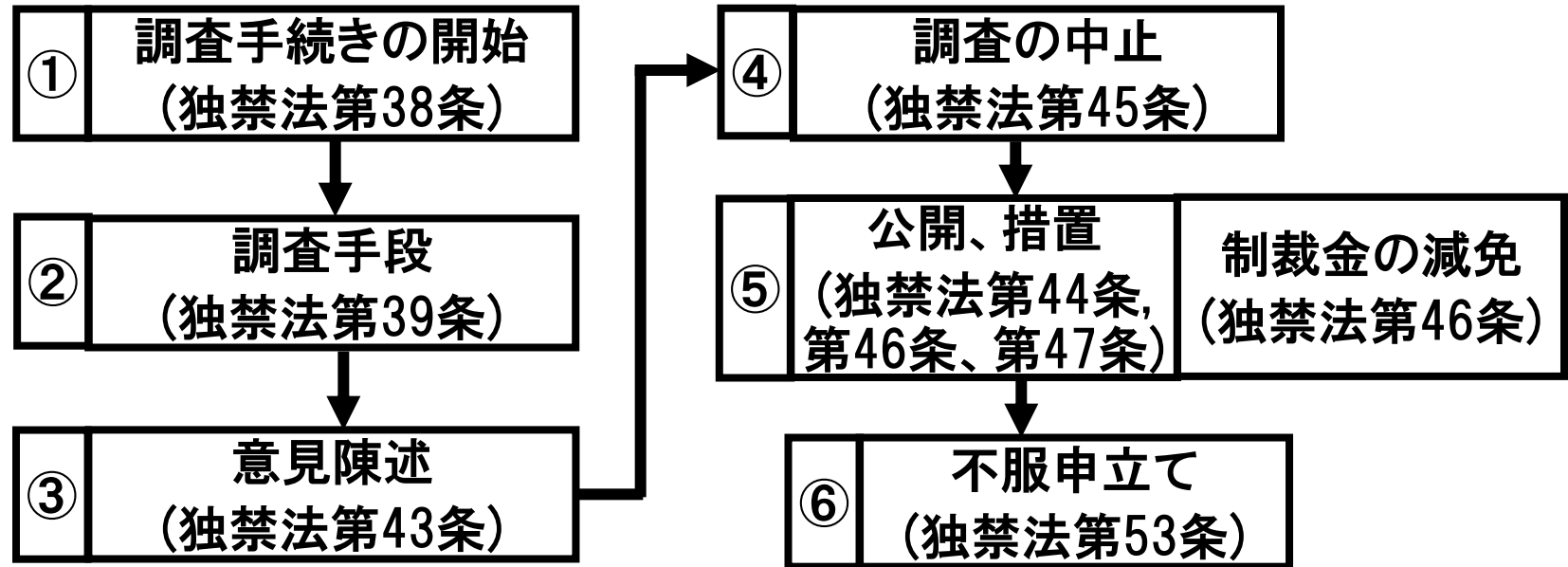
独禁法第17条：

第17条：市場の支配的地位の濫用行為 市場の支配的地位を有する事業者が次に掲げる市場の支配的地位を濫用する行為に従事することを禁止する。

市場の支配的地位とは、事業者が関連市場において商品価格、数量、またはその他取引条件を規制することができる、又はその他事業者が関連市場へ参入することを妨害できる、若しくは影響を及ぼす能力を備える市場の地位を指す。

- (1) 不公平な高価格で商品を販売する、又は不公平な低価格で商品を購入する。
- (2) 正当な理由がなく、コストを下回る価格で商品を販売する。
- (3) 正当な理由がなく、取引の相手方との取引の実施を拒絶する。
- (4) 正当な理由がなく、取引の相手方がそれとのみ取引を行なうように制限する、若しくはそれが指定する事業者とのみ取引を行なうように制限する。
- (5) 正当な理由がなく商品を抱合せで販売する、または取引時に、その他の不合理な取引条件を付け加える。
- (6) 正当な理由がなく、条件の同じ取引の相手方に対して、取引価格などの取引条件上、差別的待遇を行なう。
- (7) 国務院の反独占執法機関が認定する、市場の支配的地位を濫用するその他行為。

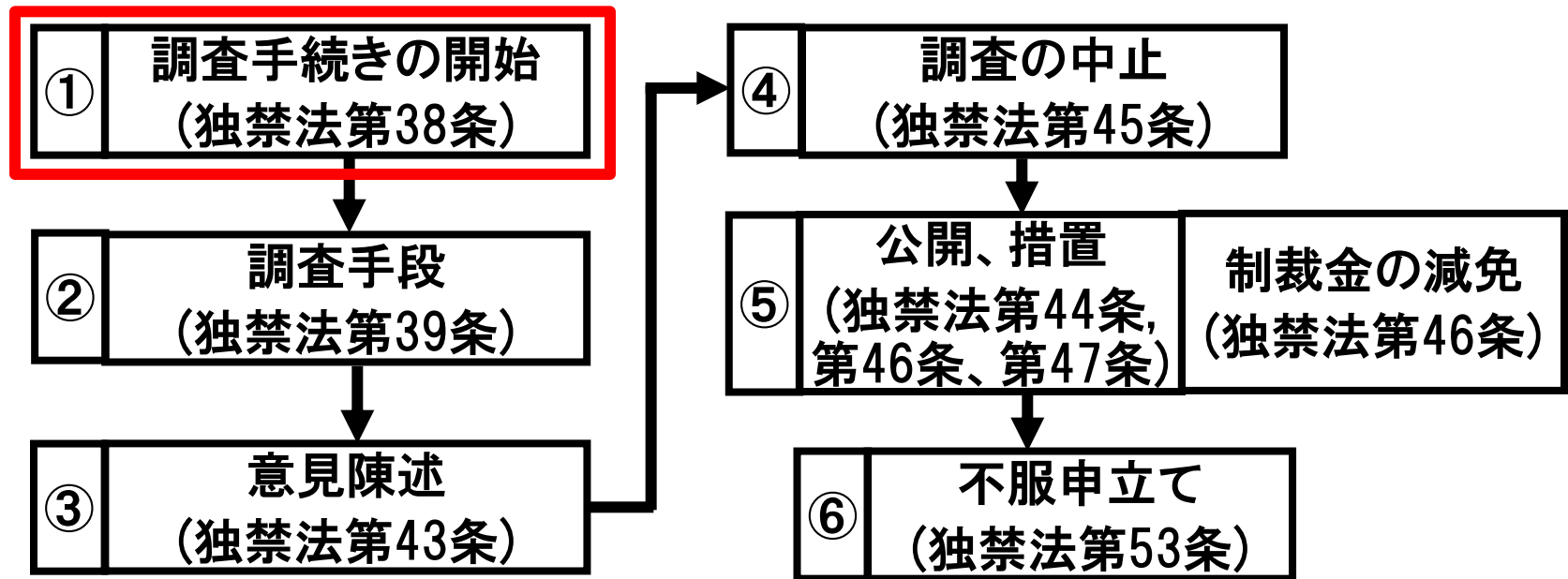
2-7. 独占禁止法の調査手続きの流れ①



- ・独占禁止法の調査手続きの流れの概要を説明。
- ・各手続きの詳細な内容については、2017年度以降検討

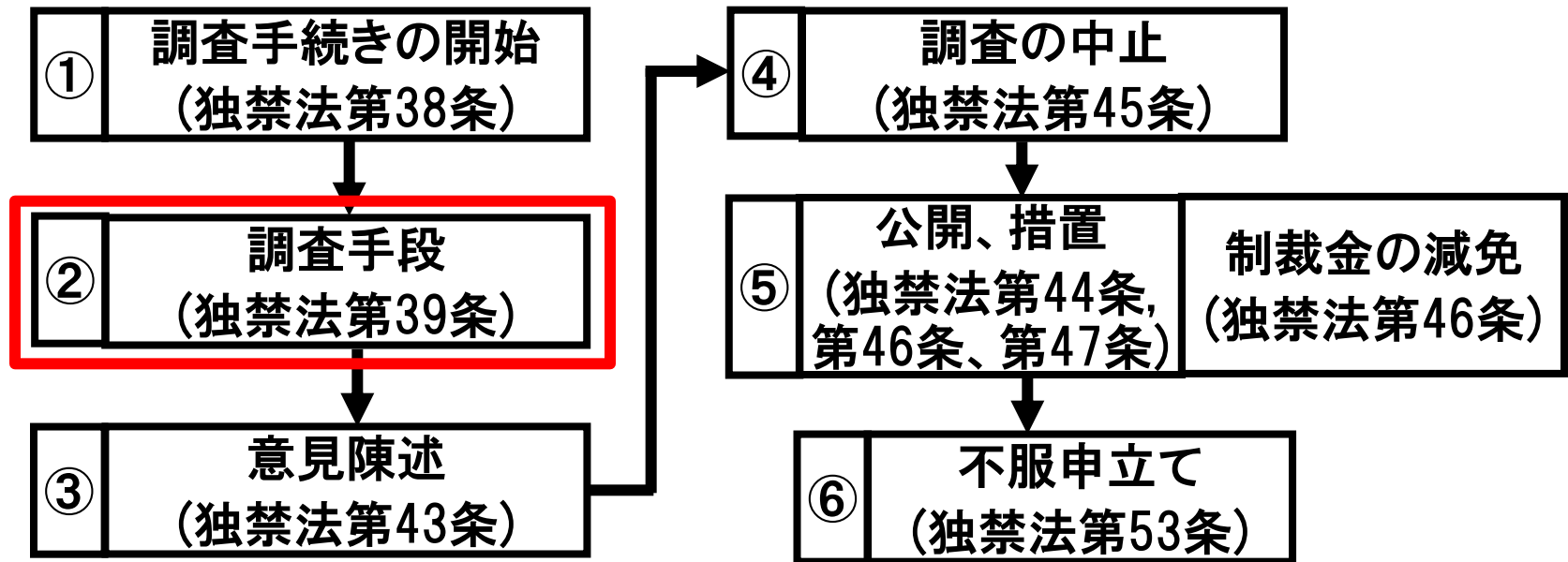
※企業結合審査の手続きに関しては、対象外

2-8. 独占禁止法の手続きの流れ②



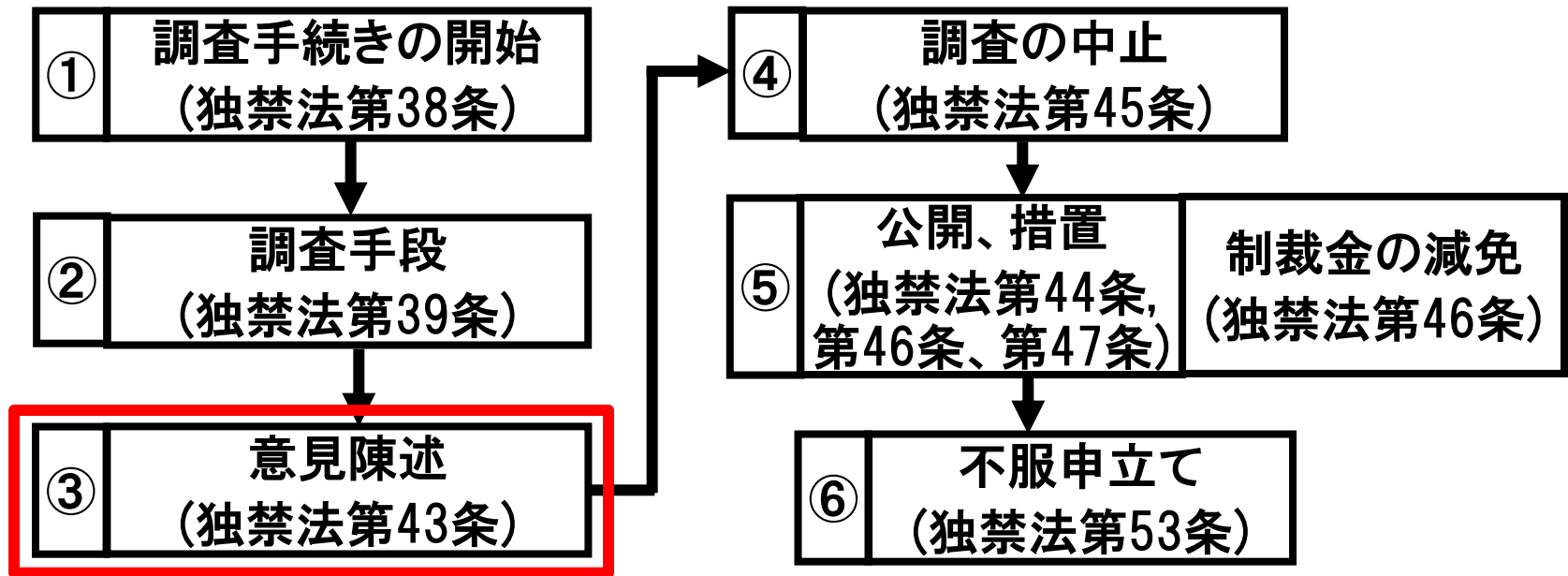
- ・独占禁止法執行機構は、法に基づき、独占と疑われる行為に対して調査を行う。
- ・調査は職権によっても、申立てによっても開始することができる。
- ・申立ては、書面口頭両方可能。書面はメールでも郵便でもOK。
- ・申立ては、原則実名、書面。匿名の申立ても可能。
- ・匿名の場合は必ず書面。
- ・口頭での申立ては、実名が必須。
- ・口頭の場合は電話、実際に当局を訪問して説明することも可。
- ・書面での申立ての方が、調査を開始してくれやすい。

2-9. 独占禁止法の手続きの流れ③



- ・調査において行政機関は、(1)立入検査, (2)関係者への質問及び説明の要求, (3)必要書類の閲覧及び複写, (4)証拠物の封印及び押収, (5)事業者の銀行口座の調査等の措置を採ることができる(第39条)。
- ・立入調査が行われる場合、独禁法何条違反との説明があるわけではない。行政機関が置いていく質問リストの内容から何条違反か把握できる場合がある。
- ・立入調査は事前予告なしに行われる。立ち入り調査の際に行政機関は回答期限を設定して質問リストを置いていく。この質問から事件の背景を把握できる場合があり、しっかりした回答を作成する必要あり。

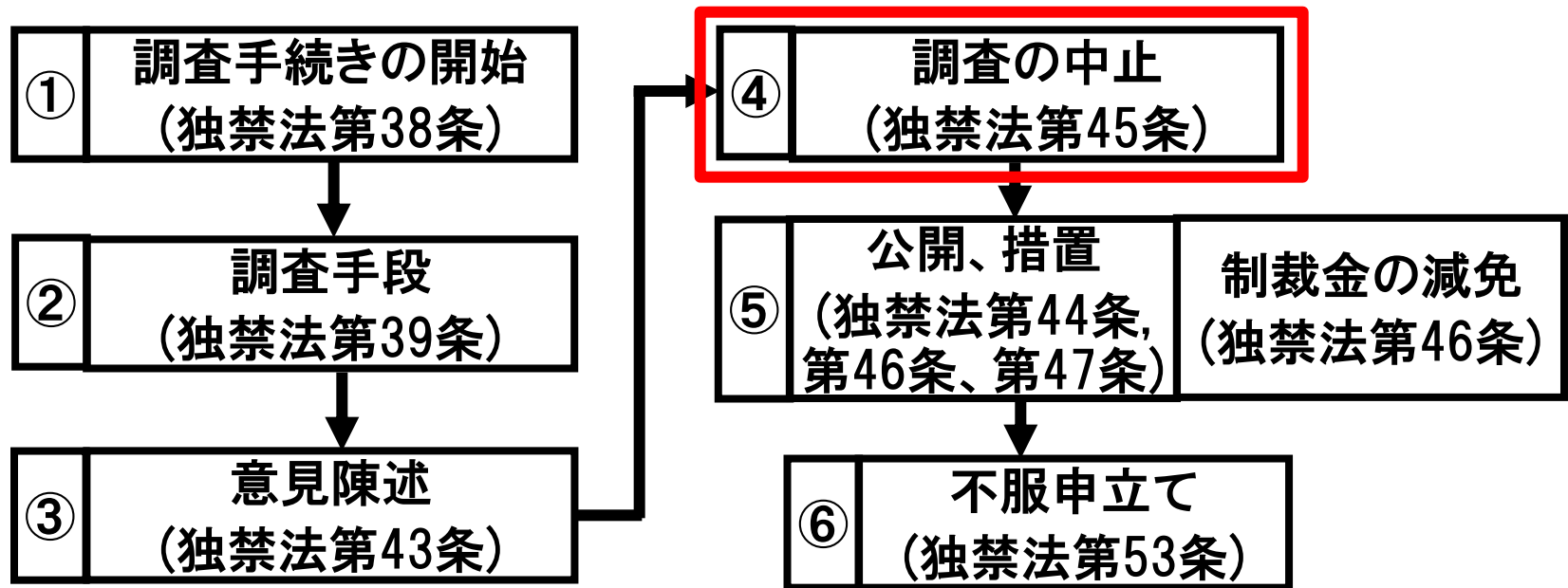
2-10. 独占禁止法の手続きの流れ④



・調査対象者は、自己の行った行為について反論等を申し述べるができる。
その時期等については明確に規定されていない。

・第39条の調査の際に行政機関の質問に対して回答書の提出の他に意見書を提出したケースがある。この意見書が本条の意見陳述に含まれるかもしれない。

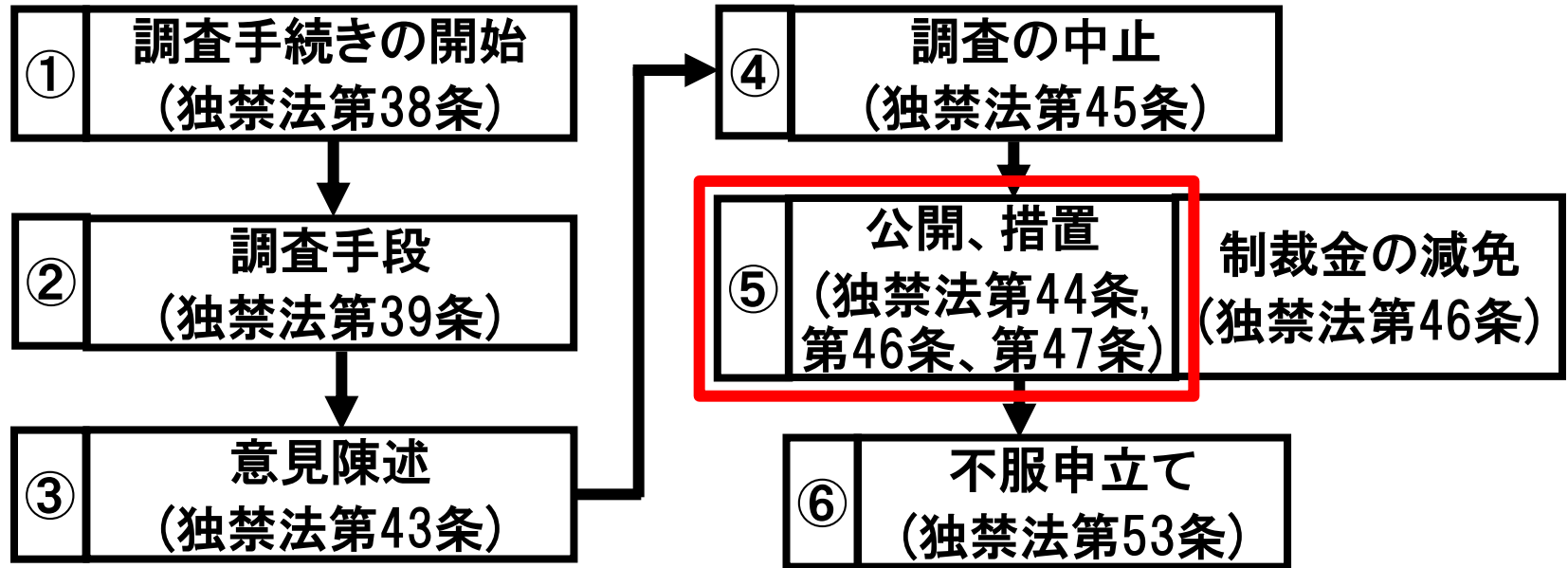
2-11. 独占禁止法の手続きの流れ⑤



・調査対象者である事業者が独占禁止法執行機構の許可する期間内において、具体的措置をとり、該当する行為の効果を排除させると約束した場合に、独占禁止法執行機構は調査の中止を決定することができる。

・独占禁止法には「調査の申立ての取下げ」という手続きは無い。その為、調査手続きが申立てによって行われた場合であっても、独占禁止法執行機構が調査の中止を決定しなければ、調査が途中で終了することは無い。

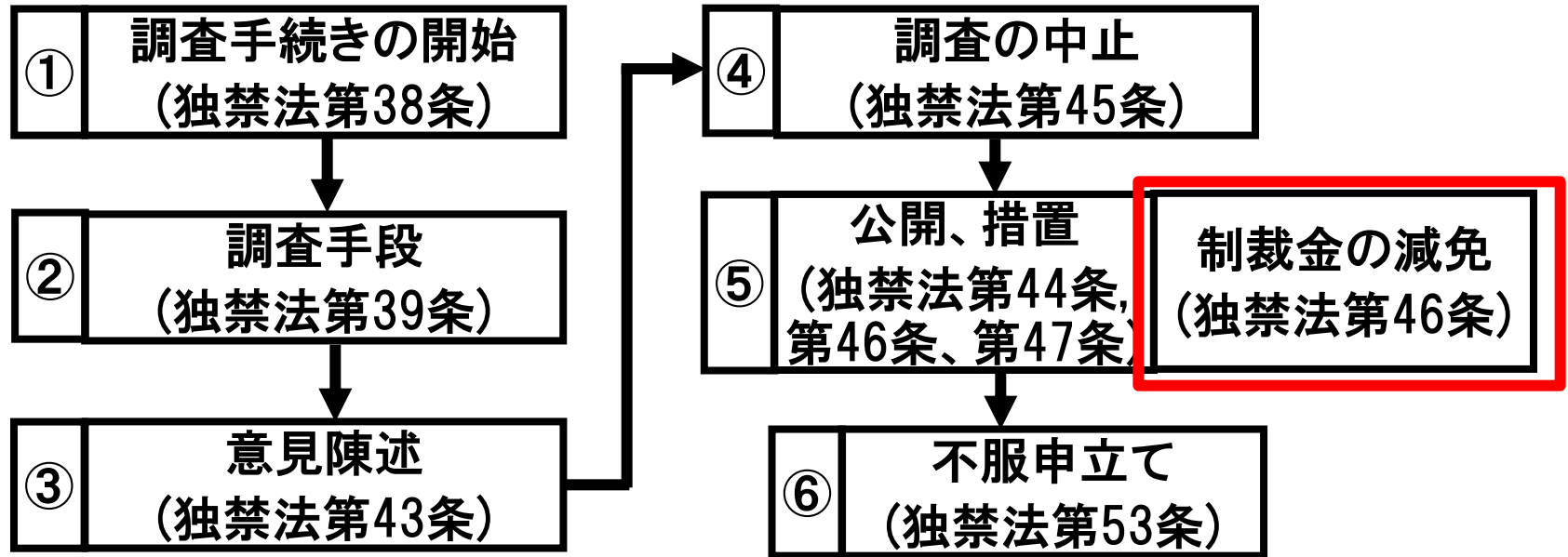
2-12. 独占禁止法の手続きの流れ⑥



・独占禁止法執行機構は、法に基づく処理の決定後、当該決定を公表することができる(第44条)

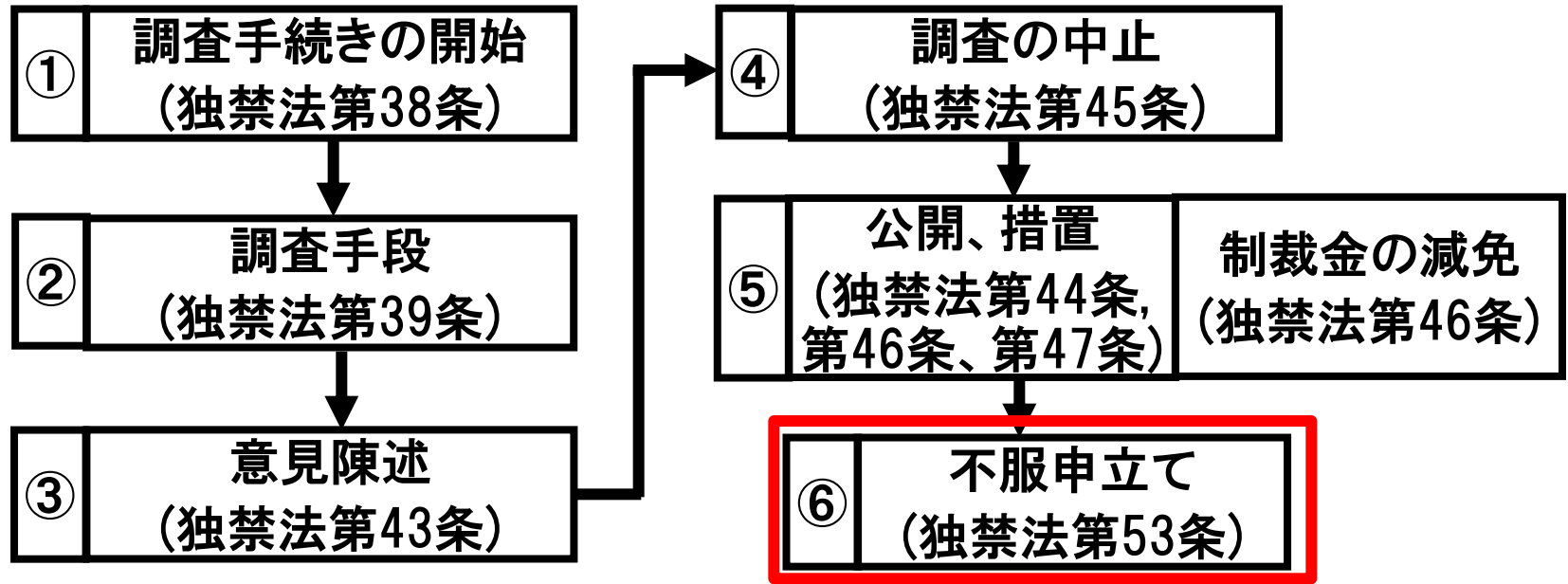
・措置の内容としては、違反行為の停止命令、制裁金等(第46条、第47条)

2-13. 独占禁止法の手続きの流れ⑦



- ・リーニエンシー制度に関する規定(第46条第2項)
- ・最初の報告者に対しては、制裁金を免除
- 2番目の報告者に対しては、50%以上の範囲で制裁金を軽減
- 3番目以降の報告者に対しては、50%以下の範囲で制裁金を軽減

2-14. 独占禁止法の手続きの流れ⑧



・独占禁止法執行機構が行った決定に対して不服がある場合には、法に基づき、行政不服審査を申出、又は行政訴訟を提起することができる(第53条2項)。

1. 総論
2. 独占禁止法の調査手続き
3. 論点
4. まとめ
5. 参考資料

3-1. 論点：独禁法と論点等との関係

独禁法の独占行為

I. 独占協定

■ 禁止行為

- 競争関係にある事業者(水平)の禁止行為(13条1項)
- 事業者の取引相手との(垂直)の禁止行為(14条)

■ 独占協定の定義(13条2項)

■ 適用除外(15条)

II. 市場支配的地位の濫用

■ 禁止行為

- 市場支配的地位を有する事業者の禁止行為(17条1項)

■ 市場支配的地位の定義(17条2項)

■ 市場支配的地位を有すことの認定(18条)と推定(19条)

III. 事業者集中

IV. 行政権力濫用による競争の排除・制限

論点等

ガイドライン(草案)※1

■ 独禁法に該当する恐れがある知財権に関する取決め

- 共同研究開発
- パテントプール
- クロスライセンス
- 標準設定
- 価格制限
- 独占的グランドバック
- 不争義務条項
- その他の制限条項



上記に対する具体的な論点抽出・検討などは来年度以降の課題

※1 国務院独占禁止委員会
知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン
(意見募集稿)2015年12月31日

3-2. 論点：独禁法と論点等との関係

独禁法の独占行為

I. 独占協定

■ 禁止行為

- 競争関係にある事業者(水平)の禁止行為(13条1項)
- 事業者の取引相手との(垂直)の禁止行為(14条)

■ 独占協定の定義(13条2項)

■ 適用除外(15条)

II. 市場支配的地位の濫用

■ 禁止行為

- 市場支配的地位を有する事業者の禁止行為(17条1項)

■ 市場支配的地位の定義(17条2項)

■ 市場支配的地位を有すことの認定(18条)と推定(19条)

III. 事業者集中

IV. 行政権力濫用による競争の排除・制限

論点等

ガイドライン(草案)※1

■ 知財権行使が市場支配的地位濫用に該当するか否かの分析。以下のStepで分析

Step1

Step2

Step3

関連
市場の
区分

支配的
地位の
有無

支配的
地位の
濫用

論点①

論点②

ガイドライン(草案)※1

■ 濫用に該当するか否かは個別具体的な分析が必要。以下は恐れがある行為

□ 不公平な高額使用許諾

事例

□ 実施許諾の拒絶

事例

□ 抱き合わせ販売

□ 不合理な取引条件の追加

□ 差別待遇

事例

□ 差し止め救済

論点③④

3-3. 論点：独禁法と論点等との関係

独禁法の法的責任

I. 行政執行

- 独占行為の停止命令 (46条, 47条など)
- 違法所得の没収 (46条, 47条など)
- 罰金 (46条, 47条など)

II. 民事執行

- 独占行為に基づく民事責任 (50条)

独禁法の附則

- 知財権の濫用による競争の排除・制限 (55条)

論点等

事例

論点⑤: 強制実施権の設定

事例

論点●: 類似法規定の統合

ガイドライン(草案)※1

SAIC規定※2

- ※1 国務院独占禁止委員会
知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン
(意見募集稿)2015年12月31日
- ※2 工商行政管理機関の知的財産権濫用による
競争排除・制限行為の禁止に関する規定
2015年8月1日施行

3-4. 事例：標準必須特許 (SEP) の事例

事例

II. 市場支配的地位の濫用に関わる事例

i. HW vs IDC 民事

- 標準必須特許 (SEP) の特許権者 IDC を HW が深圳中院に提訴。
- 深圳中院は独占行為の停止など判決。原告被告双方控訴したが広東高院は棄却・原判決維持の終審判決。
- 独占行為の認定は左記の通り

Step1

関連市場の区分

SEPは夫々単独で1つの関連市場を構成する

Step2

支配的地位の有無

その為、支配的地位は100%となり地位は有る

Step3

支配的地位の濫用

以下の行為が濫用と認定
 ① 高額な許諾料率を要求
 ② HW特許の無償許諾を要求
 ③ 非SEPの抱合せ許諾要求

ii. Qualcomm 行政

- 標準必須特許 (SEP) の特許権者 Qualcomm が発改委が調査。
- 発改委は独禁法違反を認定し処罰を決定。
- 独占行為の認定は左記の通り

Step1

関連市場の区分

SEPは夫々単独で1つの関連市場を構成する

Step2

支配的地位の有無

その為、支配的地位は100%となり地位は有る

Step3

支配的地位の濫用

以下の行為が濫用と認定
 ① 期限切れ特許に基づく許諾料の徴収
 ② 相手特許無償許諾を要求
 ③ 高額な許諾料率
 ④ 非SEPの抱合せ許諾
 ⑤ 契約に対する不爭義務

3-5. 論点①: 関連市場の区分(SEPについて)

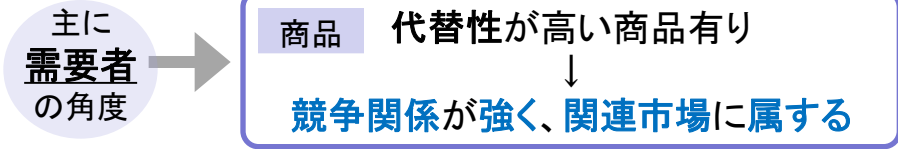
論点①

関連市場の区分(SEPについて)

※3 国務院独占禁止委員会 関連市場の
画定についての指針 2009年5月24日

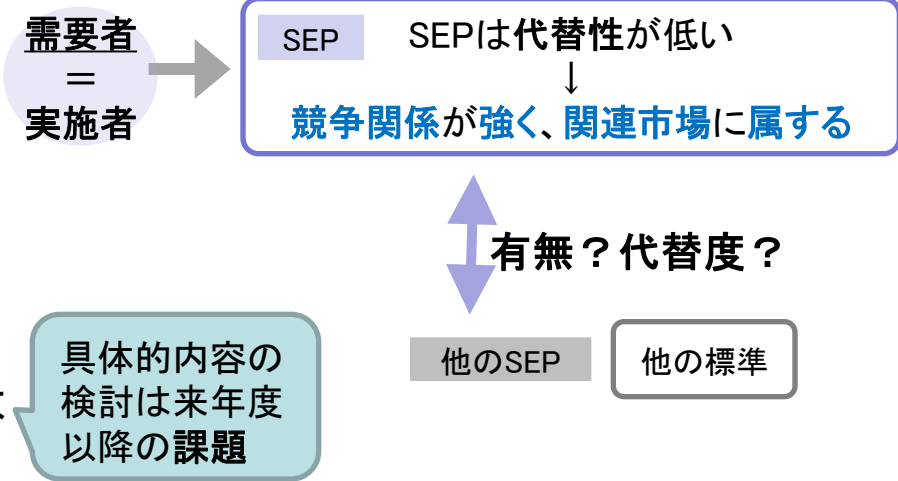
一般的考え方

- 関連市場を区分する際は、主に需要者の角度から、需要の代替性で分析する。(4条※3)
- 分析は、主に以下の要素に基づく異なる商品への代替度。(5条※3)
 - 需要者の商品の機能・用途に対する需要
 - 品質に対する同意
 - 価格に対する受け入れ
 - 取得における難易度
等(4条5条※3)
- 代替度が高いほど、競争関係が強くなり、関連市場に属する可能性がある。(5条※3)
- 知財権に関わる場合、更に技術を考慮する可能性がある(3条※3)



SEPの場合

- 需要者は実施者となり、実施者にとってSEPは必須。無ければ商品は作れない。競争関係が強く、関連市場に属する可能性が高い。
- 他の標準、他のSEPなどがある場合、これらに対する代替度を考慮。他に多くの選択支があり代替度が高い場合、上記SEPの影響力は低く、支配的地位が無い可能性が高い。



3-6. 論点②: 地位の濫用 (SEPについて)

論点②

地位の濫用 (SEPについて)

一般的考え方

- 支配的地位を有する事業者は、以下の支配的地位を濫用する行為を禁止する。(独禁17条)
 - 不公平な高価格で販売、又は不公平な低価格で購入
 - 正当な理由がなく、コストを下回る価格で販売
 - 正当な理由がなく、取引の拒絶
 - 正当な理由がなく、取引を制限
 - 正当な理由がなく、抱合せで販売、又はその他の不合理な取引条件の追加
 - 正当な理由がなく、条件の同じ取引相手に差別的待遇
等

SEPの場合

- 支配的地位を有する事業者が以下の行為を行うと、地位の濫用となる可能性がある。
 - 不公平な高額使用許諾 (他社よりも、高額な使用許諾利率、算定基準を不利にする…等)
 - 正当な理由がなく、条件の同じ取引相手に差別的待遇 (同上)
 - 正当な理由がなく、実施許諾の拒絶 (FRAND許諾に合意している為、このケースは極めて稀)
 - 正当な理由がなく、抱合せ販売 (SEP+非SEP、期限切れ特許が含まれる…等)

- 合理性が説明できる場合、正当な理由に該当する可能性がある。
強制的か・排他的か・選択的か・等価価値か…等は、考慮される可能性がある。

具体的内容の
検討は来年度
以降の課題

3-7. 論点②: 地位の濫用 (SEPについて)

論点②

地位の濫用 (SEPについて)

一般的考え方

- 支配的地位を有する事業者は、以下の支配的地位を濫用する行為を禁止する。(独禁17条)
 - 不公平な高価格で販売、又は不公平な低価格で購入
 - 正当な理由がなく、コストを下回る価格で販売
 - 正当な理由がなく、取引の拒絶
 - 正当な理由がなく、取引を制限
 - 正当な理由がなく、抱合せで販売、又はその他の**不合理な取引条件**の追加
 - 正当な理由がなく、条件の同じ取引相手に差別的待遇
等

SEPの場合

- 支配的地位を有する事業者が以下の行為を行うと、地位の濫用となる可能性がある。
 - 正当な理由がなく、その他の**不合理な取引条件**の追加
(相手**非SEP**の**無償許諾要求**、**非競争義務**の要求、権利の**有効性を疑う**ことを制限…等)
 - 正当な理由がなく、**差し止め救済** (**交渉中**にSEP権利者が**差し止め救済**…等)
- **合理性**が**説明**できる場合、正当な理由に該当する可能性がある。
強制的か・排他的か・選択的か・等価価値か…等は、考慮される可能性がある。

具体的内容の
検討は来年度
以降の課題

3-8. 論点③: 非SEP(デファクト必須特許)

論点③

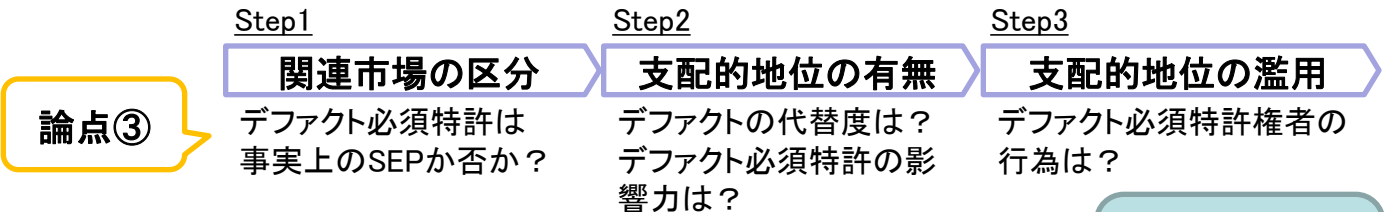
非SEP(デファクト必須特許)

原則

- 非SEPは、SEPではないので前述のSEPの考え方が適用されることはない。
- ただし、非SEPが**事実上のSEP**と認定された場合、前述のSEPの考え方が適用される可能性がある。

非SEP(デファクト必須特許)の場合

- デファクトスタンダードの下で商品・サービスを提供しようとする事業者に対して、この商品サービスを提供する際に必須となるデファクト内の特許(デファクト必須特許)は、事実上のSEPと認定される可能性がある。
- 上記デファクトスタンダードの代替度が低く、デファクト必須特許の影響力が高い場合、支配的地位が有るとされる可能性が高い。
- デファクト必須特許権者の行為によっては、地位の濫用と認定される可能性がある。



論点③

具体的内容の
検討は来年度
以降の課題

3-9. 論点④: その他の不可欠特許

論点④

その他の不可欠特許

その他の不可決特許の場合

- SEP・デファクト必須特許ではないが、商品・サービスを提供しようとする際に必須となる不可欠特許(その他の不可欠特許)は、デファクト必須特許と比べて、事実上のSEPと認定される可能性は一般的に高くない、と考えられる。
- ただし、関連市場で支配的地位が有る場合、市場の状況・商品の形態・上記不可欠特許を利用した行為などによっては、注意が必要となる可能性がある。

具体的内容の
検討は来年度
以降の課題

3-10. 論点⑤: 強制実施権の設定

論点⑤

強制実施権の設定

独占禁止法の適用対象行為の独占禁止行為(第2条)の一つに「市場の支配的地位の濫用行為」(第17条)が含まれている。

また、知財権濫用禁止規定第7条には、「市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由がない限り、その知的財産権が生産経営活動の必須構成となっている状況において、合理的な条件により当該知的財産権を使用しようとするその他の事業者への許諾を拒絶し、競争の排除、制限をしてはならない。」と規定している。

そして、専利法第48条第2項には、専利権の行使行為が「独占行為」と認定された場合は、強制許諾することができる、とされている。

IDC判決では、特許ライセンス契約が締結されていない場合の裁判所によるライセンス料率の決定根拠として専利法の強制実施許諾規定を言及している。一方、中国では、専利法に基づく強制実施権の設定の先例は無い。今後強制実施権の許諾のいう事態は有り得るか。

SEPか非SEPかに関わらず、所定の条件がそろった場合は、強制実施権の設定もあり得るとの見解あり。専利法第48条第2項に効いてする『独占行為』と認定されるか否か判断基準は以下の通り。

- 一、権利者が市場の支配的地位にある
- 二、許諾の拒絶に正当な理由が無い

3-11. 論点⑥：同一案件を異なる機関で扱う可否

論点⑥

同一案件を異なる機関で扱うことの可否

同一事案を異なる行政機関が扱うことの可否。

■ NDRCとSAICがそれぞれ管掌する範囲は以下の通り

NDRC	対象価格に関する独占的協定・支配的地位の濫用行為に係る規制
SAIC	価格以外に関する独占的協定・支配的地位の濫用行為に係る規制

知的財産権に関する事案の場合、対価に関する協定と対価に関しない協定の双方が同一の事案に含まれている場合があり、NDRCとSAICの双方が担当しうるケースがある。その場合、どちらの機関が優先して担当するという法律上の規定は無い。

また、同一の事案について行政機関と裁判所に対して同時に扱うことを禁じる規定は無い。『工商行政管理機関が独占合意及び市場支配地位濫用事件を調査処理する際の手続規定』の第6条には、SAICに申立てを行う場合、他の行政機関、又は人民法院に対し訴訟を提起しているか否かについても報告するように求めており、他の機関が同一案件について扱うことも想定していると言える。

(2) 同一事案を行政機関と司法機関が同時に扱うことの可否

■ 訴訟の審理と行政機関による調査が同時に行われることを禁じる規定は無い。実際に同一案件を人民法院の審理と行政機関による調査が同時に進んだ事例はある。

なお、行政機関に一端と申し立てると、申立人は申し立てを取り下げて調査を中止させることはできない。

3-12. 論点⑦: 知的財産権ガイドライン案

論点⑦

知的財産権ガイドライン案について

■ 各機関が出されている知的財産権ガイドラインについて

現状では、国務院独占禁止委員会が『知的財産濫用に関する独占禁止指南』の草案を発表し、国家工商行政管理総局が知財濫用に関する独占禁止法指南(第7項)を発表している。

国務院独占禁止委員会が関係機関と協議し、上記ガイドライン案は統合される予定であり、2017年末ぐらいに作業終了との情報あり。

1. 総論
2. 独占禁止法の調査手続き
3. 論点
- 4. まとめ**
5. 参考資料

- ・今年度は『市場の支配的地位の濫用』(IDC判決やQualcomm事件等)についての研究が中心。
その為、独占禁止法第17条に関連する研究が大半。
- ・多くの企業関係する可能性がある『水平的独占協定』及び『垂直的独占協定』に関する研究が不十分。特に知財契約を結ぶ際の独占禁止法13条、14条との関係。
- ・独占禁止法上の調査手続きに関する研究が不十分。
- ・日本の独占禁止法との比較検討要。
- ・知的財産権濫用防止ガイドラインの統一版キャッチアップ。

1. 総論
2. 独占禁止法の手続き
3. 論点
4. まとめ
5. **参考資料**

参考資料. 検討の対象

施行	法律/ガイドライン等
済	独占禁止法
済	知的財産権濫用による競争排除・制限の禁止に関する規定
済	独占協定、市場支配的地位の濫用事件の工商行政管理機関による調査処理手続についての規定
済	国務院独占禁止委員会関連市場の画定についての指針
済	最高人民法院による技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する解釈
済	不正競争防止法
未	不正競争防止法(草案)
未	知的財産濫用に関する独占禁止指南
未	知財濫用に関する独占禁止法指南(第7項)
未	自動車産業独占禁止指南

	判例/事例
事例	華為技術有限公司対米国インターデジタル・テクノロジー・コーポレーションら(以下「インターデジタル」)独占禁止法違反事件
	国家発展改革委員会による米国クアルコム社の市場支配的地位濫用事件
	グーグルのモトローラ・モビリティ買収案件
	マイクロソフトのノキア買収案件
	2015年10月19日に条件付承認を行ったノキアのアルカテル・ルーセント株式買収案件

関連法規：論点①関連市場の区分

国務院独占禁止委員会 関連市場の画定についての指針(2009年5月24日)

第3条 関連市場の意味

関連市場とは、事業者が一定の期間内において特定の商品又はサービス(以下、総称して「商品」という)について競争を行う商品範囲及び地理的範囲をいう。独占禁止法執行の実務においては、**通常、関連する商品市場及び関連する地理的市場を画定する必要がある。**

関連する商品市場とは、商品の特性、用途及び価格等の要素に基づき、需要者が比較的密接な代替関係を有すると判断する、一組又は一種類の商品から構成される市場をいう。これらの商品は比較的強い競争関係を示し、独占禁止法執行において事業者が競争を行う商品範囲とすることができる。

関連する地理的市場とは、需要者が比較的密接な代替関係を有する商品を獲得する地理的領域をいう。これらの地域は比較的強い競争関係を示し、独占禁止法執行において事業者が競争を行う地理的範囲とすることができる。

生産周期、使用期間、季節性、流行性又は知的財産権の保護期間等が商品にとって**軽視できない特徴**となっている場合、関連市場の画定にあたって**時間性も考慮**しなければならない。

技術貿易、ライセンス契約等、**知的財産権**に関わる独占禁止法執行業務においては、**更に関連する技術市場を画定し**、知的財産権、革新等の要素の影響を考慮する必要がある**可能性**がある。

関連法規：論点①関連市場の区分

国務院独占禁止委員会 関連市場の画定についての指針(2009年5月24日)

第4条 代替性の分析

独占禁止法執行の実務において、関連市場の範囲の大きさは、主に商品(地域)の代替可能性によって決定される。

市場競争において、事業者の行為にとって直接的及び効果的な競争上の制限が構成されることは、需要者が比較的強い代替関係を有すると判断する商品又はこれらの商品を提供することができる地域が、市場に存在することを意味する。よって関連市場の画定は、主に需要者の角度から需要の代替性の分析を行う。事業者の行為に生じる競争上の制限について、供給の代替性と需要の代替性が類似する場合、供給の代替性も考慮すべきである。

第5条 需要の代替性

需要の代替性とは、需要者の商品の機能・用途に対する需要、品質に対する同意、価格に対する受け入れ、並びに取得における難易度等の要素に基づき、需要者の角度から確定する、異なる商品間における代替度をいう。

原則として、需要者の角度からみると、商品間の代替度が高いほど、競争関係が強くなり、より一層同一の関連市場に属する可能性がある。

関連法規：論点②地位の濫用

中華人民共和国反独占法(2007年8月30日公布)

第 17 条

市場の**支配的地位**を有する事業者が次に掲げる市場の**支配的地位**を濫用する行為に従事することを**禁止**する。

- (1) **不公平な高価格**で商品を販売する、又は**不公平な低価格**で商品を購入する。
- (2) **正当な理由がなく、コストを下回る価格**で商品を販売する。
- (3) **正当な理由がなく、取引の相手方との取引の実施を拒絶**する。
- (4) **正当な理由がなく、取引の相手方がそれとのみ取引を行なうように制限**する、若しくはそれが指定する事業者とのみ**取引を行なうように制限**する。
- (5) **正当な理由がなく商品を抱合せで販売**する、または取引時に、その他の**不合理な取引条件**を付け加える。
- (6) **正当な理由がなく、条件の同じ取引の相手方に対して、取引価格などの取引条件上、差別的待遇**を行なう。
- (7) 国務院の反独占執法機関が認定する、市場の**支配的地位**を濫用する**その他行為**。

本法に言う市場の**支配的地位**とは、事業者が関連市場において商品価格、数量、またはその他取引条件を規制することができる、又はその他事業者が関連市場へ参入することを妨害できる、若しくは影響を及ぼす能力を備える市場の地位を指す。

関連法規：論点⑤ 強制実施権の設定

中華人民共和国反独占法(2007年8月30日公布)

第2条

中華人民共和国国境内の経済活動における独占行為に対して、この法律を適用する。中華人民共和国国境外で行われる行為のうち、国内市場における競争を排除し又は制限する影響を及ぼす行為には、この法律が適用される。

第7条

市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由がない限り、その知的財産権が生産経営活動の必須構成となっている状況において、合理的な条件により当該知的財産権を使用しようとするその他の事業者への許諾を拒絶し、競争の排除、制限をしてはならない。

前項行為を認定する際に、同時に以下の要素を考慮しなければならない。

- (一) 当該知的財産権は関連市場にて適正に代替されることができなく、関連市場での競争に参入しようとする他の事業者には必須であること
- (二) 当該知的財産権の許諾を拒絶すると、関連市場における競争又はイノベーションに不利な影響をもたらし、消費者利益または公共利益を害すること
- (三) 当該知的財産権の許諾を行っても、当該事業者の不合理的な損害には繋がらないこと。

中華人民共和国専利法 2009年10月1日施行

第48条

以下のいずれかの状況に該当する場合、国務院専利行政部門は実施条件を具備した部門又は個人の請求により、発明特許又は実用新案特許の実施を強制許諾することができる。

(二)特許権者による特許権の行使行為が法に基づき独占行為であると認定され、当該行為によってもたらされる競争上の不利な影響を解消するか、又は減少させる場合。

END

2016年度
保護と利用のバランス 専門委員会